

令和2年5月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年5月教育委員会定例会議

日 時 令和2年5月22日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階多目的ホール

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長	
兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和2年4月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 教育総務課からの報告

第 4 報告第 6 号 基礎学力向上等について

・ 審議事項

第 5 議案第 7 号 美里町文化財保護委員会委員の選任について

第 6 議案第 8 号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について

・ 協議事項

第 7 教育に関する議会の議決を経るべき議案について

第 8 個人からの質問及び団体からの異議申し立てについて

第 9 請願の取り扱いについて

・ その他

美里町学校評議員について

行事予定等について

令和 2 年 6 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年4月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 教育総務課からの報告

第 4 報告第6号 基礎学力向上等について

- ・ 審議事項

第 5 議案第7号 美里町文化財保護委員会委員の選任について

第 6 議案第8号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について

- ・ 協議事項

第 7 教育に関する議会の議決を経るべき議案について

第 8 個人からの質問及び団体からの異議申し立てについて

第 9 請願の取り扱いについて

- ・ その他

美里町学校評議員について

行事予定等について

令和2年6月教育委員会定例会の開催日について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、皆さんおそろいでありますので、これから会議を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日定例会にご出席いただきましてありがとうございます。また、先週でしたが、急遽委員の皆様方にご連絡申し上げまして、学校訪問そして巡回をしていただきました。大変ありがとうございました。

現在、各学校では分散登校という形でございますが、子供たちの元気な声そして姿を先生方が安心して確認をさせていただいているところでございます。第一に、コロナウイルス感染症というものに対して正しい知識を身につけるように、リスクがどうしても発生します、そういった部分を自ら判断できるように、そしてそれを避けるような行動ができるように、こういったことを発達段階に応じて子供たち、児童生徒に指導していただくように、校長先生方からお話をさせていただくようお願い申し上げているところでございます。

6月1日から学校再開、通常言われております一斉登校という形での学校再開を目指しているところでございます。しかし、当初年間行事予定で組んだ行事というものが大きく変わってきてしまっている、そういったことからしますと行事の再編成、そういったことも必要になってくるわけでございますが、こういうときだからこそPTAの皆様方や地域の皆様方とこういった形であれば行事ができるとかそういったことも相談、協議していただきながら、学校運営をしていただければと、そういうふうにいる次第でございます。

これまで、委員の皆様方には電話でいろいろとアドバイスを頂戴させていただきました。それを学校再開ガイドラインという形で、教育次長が中心になって今内容を精査させていただいたところでございます。もちろん、学校長からのご意見なども頂戴しているわけでございますが、これをもとに児童生徒が安全・安心な学校生活を送られるようにしていきたいと思っております。

今日の会議は、前回に引き続きまして行政庁舎等の管理、会議の開催についてこうしましょうということで取決めしているものがございます。例えば、会議中は換気に努めること、それから傍聴はご遠慮いただくこと、さらに会議時間そのものを30分以内、そしてそれを超えるときは休憩を設けて換気をするというような形で会議を進めていくということにさせていただきます。と思いますので、どうぞ委員の皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、座って始めさせていただきます。

ただいまから令和2年5月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め現在5名全員でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、教育総務課主事、それから学校教育専門指導員、それから青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議を行います。

まず、最初に令和2年4月教育委員会定例会議事録の承認ということでございますが、こちらにつきましては既に委員の皆様方に確認をしていただいたと思っておりますけれども、中身的に修正ございますでしょうか。事前に頂いているのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。令和2年の4月の教育委員会定例会の議事録につきまして承認を頂きたいと思っておりますがよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、議事録の承認を頂きましたので、公表に向けての手續等々をお願い申し上げます。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長から指名させていただきます。今回の会議の署名委員は、1番の後藤委員さん、2番の成澤委員さんをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） 報告事項に移ります。

日程第2、教育長の報告。こちらは、私から説明をさせていただきます。

委員の皆様方には、既に教育長報告の内容を事前にお配りさせていただきました。その中で、

(5) の中に宮城県市町村教育委員会協議会定期総会という部分につきましては、これは書面表決をするということの通知が来ておったんですが、まだ資料が到着しておりませんでした。5月21日にやっと総会資料が届きましたので、そちらのほうを今日追加資料として配付をさせていただきます。まだ議決まで至っておりませんので、総会資料の中身のほうをご一読いただければと思っております。

(6) で、要領の制定をさせていただきました。これは、4月20日付になります。新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における美里町立学校職員の在宅勤務に関する実施要領でございます。こちらは、文部科学省や宮城県教育委員会からの通知もございまして、美里町内での在宅勤務の要領がありませんでしたのでそちらをあえてつくって制定をさせていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

次に、(7) の新型コロナウイルス感染症に関わる対応の部分につきましては、後ほど教育総務課からの報告事項ということで報告をさせていただきたいと思っております。

もう一点、追加資料といたしまして令和2年度に行われます教科書の採択に関する部分の4面刷りの資料があると思っております。こちらになります。今日の配付資料です。この採択フローの裏側を見ていきますと、ちょっと推薦書ということでコピーを取ったんですが、来年度使用するための教科書の選定を今年度に行うということでございまして、(1) を見ていただきますと、学校教育法附則第9条によります一般図書というものがございまして、特別支援の関係に該当する部分もあります。これがまず今年選定しなければならないということ。それから、(2) では中学校用の教科、ここに書いてある教科内容のものの教科書を選定するというようなことになります。この選定方法のスケジュール、フローでございますけれども、表面に戻っていただきまして、昨年はこの鉛筆書き以外の部分が昨年度の日程でございました。丸で囲っている部分が今年度行う予定の日程を示させていただきました。そこで、教科書の選定委員会というものこれからスタートするわけでございますけれども、それがある程度整った際にどういった教科書があるのかという部分が、去年の例を見ますと2019年6月14日のところで教科書展示会というのがございます。こちらは、大崎市図書館で去年は6月14日からスタートした、美里町では小牛田図書館と南郷図書館の2つの会場を下に6月28日から行いました。これはなぜかという、図書館の閉館、図書点検があつて時期をずらさざるを得なかったということがございました。しかし、今年度は大崎市の展示期間と合わせまして6月12日からできるであろうという、今予定でございます。そして、7月5日まで長く取りましたのは、途中に図書館の休館が入りますので、正味14日間必要としますとそれを加味しますと7月5日

までであるなど思っております。そして、2019年7月11日に教育委員会の臨時会を開いていただきまして、教科用図書の採択基準そして採択希望、こちらの取りまとめをしまして協議会へ報告をしていくというところでございます。これから見ますと、今年度は7月8日か7月9日あたりに教育委員会の臨時会を開催させていただきまして、教科書の採択希望を協議会に報告するというところで考えてございます。公表につきましては、7月31日に一斉に公表していく、そういう流れでございますので、どうぞこの教科書採択の部分についてご承知おき頂きたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

教育長の報告としましてはここまででございますが、委員の皆様方からご意見、ご質問ございましたら賜りたいと思っております。いかがでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、教育長の報告につきましては以上で終了させていただきます。

日程 第3 教育総務課からの報告

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第3、教育総務課からの報告をさせていただきます。それでは、教育次長、よろしくお願ひいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、私から報告をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、先ほど教育長から話があったのですが、新型コロナウイルスの対応ということで、前回定例会以降のことを申し上げますと、4月28日に第8回の本部会議を開催しております。その後、県の教育委員会から通知がございまして、5月10日まで休業を要請するというようなところがありまして、それに基づきまして校長会議、園長会議を開きまして、5月10日まで休業を延長というところにしております。その後、5月4日に緊急事態宣言を5月31日まで延長ということを受けまして、県の委員会からまた要請がございまして、これに基づいて5月31日まで休業を延ばすというところまで進んできているところでございます。随時、毎週、校長会議を開かせていただきまして、連携を密にしながら学校再開に向けて取り組んできたというところでございます。先日は、皆様に学校訪問ということで、準備状況を確認していただ

いて、今週から分散登校ということで進んできているということになると思います。5月中にしっかりと準備をした上で、6月からの一斉再開というところに持っていくということなんですが、やはりやりながらいろいろな不具合とかですね、問題点が出てくるというところがあると思いますので、そういう部分をしっかりと拾いながらというか確認しながらできる対応を進めてまいるといえるところになると思いますので、その際は委員の皆様からいろいろとご意見をお聞きしながら対応を考えていくということになると思いますのでよろしくお願ひしたいというところがございます。

それでは、資料に基づいて報告をさせていただきたいと思います。

お手元に、令和2年5月教育委員会定例会資料というもので、2)教育総務課からの報告という資料があると思いますけれども、ございますでしょうか、大丈夫でしょうか。これが一つセットになっておりますので、こういうひとまとまりになっているもの、よろしいでしょうか。これに①から⑤までございますので、これについてご説明をさせていただきたいと思います。本日お渡ししたものでございます。ひとまとまりになっているもの。

それでは①からご説明させていただきます。左上に起案票と書いてある資料になります。令和2年4月28日ということで、これは令和2年度の補正予算、5月1日に議会がございましてそれに補正予算があったんですが、以前電話でそれぞれからご意見をお聞きした各幼稚園に50万円のコロナウイルス対策で消耗品を買うための予算を取得するためということでお話をしたと思いますが、そのときの資料でございます。この最初の資料が、1枚めくっていただくと、教育長から町長に返事を返したものでございまして、もう1枚めくっていただくと教育長宛てに町長から令和2年度美里町一般会計補正予算の意見について(照会)ということ頂いているものでございます。その次以降は、予算書をつけているというところがございます。これにつきましては、これまで頂いていなかったものでございます。ただ、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条の中に、教育委員会の意見聴取というのがございまして、地方公共団体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないというものがございます。これに基づいて、こういう手続をするということで、こういう意見の照会があったというところがございます。それに対して、非常に時間がなかったもので、短い時間だったもので、電話で大変恐縮だったのですがご意見を伺った上で町長部局に回答を出したということでございます。この件については、今後もその都度町長から出てくるものでございますので、これについては取扱い

についてある程度整理する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○教育長（大友義孝） これまで協議がなかったのではなくて、協議はあったんです。協議はあったんですが、こういうようなきちっと体裁を整えて今回出したというのは初めてだということなんです。誤解のないように。なかったわけではないということでございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変失礼いたしました。
それでは、②に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインということで、これは大崎市のものを参考に作成をさせていただきまして、以前に皆様のご意見をお聞きしてまとめてきたというところでございます。これにつきましては、やはり学校の意見を取り入れるということが非常に重要であるということで、学校に複数回照会をかけまして、その意見を取り込んで今回調整をさせていただいたというものでございます。この内容で、再開前、6月1日前にお渡ししたいということでまとめたものでございますので、これについてもご覧いただきたいというところでございます。

続きまして、③ということで、新型コロナウイルス感染症に係る休業手当の支給に関する判断基準についてということで、これは資料を2枚つけております。一つは、各都道府県総務部長、あとは各指定都市総務局長殿ということで、総務省の自治行政局公務員部給与能率推進室長から通知があったものでございます。この内容を、ご確認を頂きたいのですが、新型コロナウイルス感染症に係る休業手当の支給に関する判断基準の周知というところを状況調査の実施についてというところでございますが、今回のコロナウイルスの影響で休業せざるを得ないというところでその間お休みいただいた方々、これは民間の方々ですけれども、この中段に労働基準法第26条は地方公共団体にも適用されるものであり、休業手当の支給の判断に当たっては厚生労働省が公表している新型コロナウイルスに関するO&A(企業の方向け)を参考とし、各団体における個別具体の事情に応じて適切に運用いただきますようお願いいたしますというところで書いてございます。それで、1枚めくっていただくと、新型コロナウイルスに関するQ&Aというものがありまして、これを参考に考えてくださいということで書いています。教育委員会にお勤めいただいている会計年度任用職員の方が該当になるということで、時間給の方ですね、この方々に対応しなければならないということで、例えば特別支援の支援員さんであったり教員補助員さんであったり、あとは給食調理員さんであったり、あとはうちのほうでお勤めいただいておりますけれどもバスの運転手さんだったり、そういう方々、時給の方々の対応というところになります。それで、3月については4月のある程度新学期に向け

た準備ということで、職種に関わらず学校である仕事については可能な限り勤務いただくということで勤務をしていただいているところでございます。なので、その部分につきましてはなるべく来ていただいて、それでご勤務いただいたというところでございます。あと、5月につきましては、7日、8日に勤務についての希望をお取りして、学校でなるべく業務をしていただくということも学校側にお話をして、それでも休業日が出る場合につきましては、希望でございますけれども、今ですと10万円の一律給付金の業務などございまして、そういうものに従事していただいたりとか、あとちょっと前ですと税務課の税金の納付書発送の準備、そういうものに従事いただいたりとかですね、そういうような教育委員会として工夫をさせていただきますしてお勤めいただいておりますが、4月の部分につきましてはほぼお勤めいただけなかったというような状況でございます。そういうところもございまして、こういうのを参考にした上で休業手当をお支払いするというようなことで今整理をしているところでございます。それで、細かい部分につきましては、今後総務課と内容を詰めまして、そしてなるべく早めに支給に向けた手続を取りたいなと思っております。それで、労働基準法の中では平均賃金の100分の60ということで、平均賃金というのは算出の仕方があって、その月以前の3か月間の平均の金額を出しまして、それに対しての、例えば最低であればこれだと100分の60以上なので60%以上をお支払いするというようなところになると思います。それで、この内容につきましては今まだ決まっておりますので、ただお支払いするということは決まっておりますので、今後そのお支払いする内容を早急に確認しながら進めてまいるといったところでございます。基本的には、このQ&Aに基づいてということでございますので、これに基づいた対応を進めていくというようになりますので、よろしくお願ひしたいというところであります。今後は、何か情報があれば随時皆様にお伝えしたいなと思っておりますのでございます。

もう一つが、令和2年5月20日ということで、これは宮城県の教育庁総務課長からでございます。各市町村教育委員会担当課長殿ということで来ておまして、これは内容的には先ほどご説明したものと同じように、やはり参考にするものとしては厚生労働省のQ&Aを参考に対応してくださいということで通知が来たものでございまして、もともとは5月8日ですね、裏面でございますけれども、文部科学省の初等中等教育局財務課から来ているものですね、これを5月20日にこちら宛てに頂いたということでございますので、内容的には先ほどの部分と同様の中身がついているということでございますので、こういうものに基づきまして進めていくというところでございます。

続きまして、④新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極活用についての通知ということで、これはICTの積極的活用についてというものでございます。箱で囲まれているところがございますけれども。これが、5月15日付で来ておりますので、資料提供ということでお出ししているものでございますので、あと中身をご覧いただければというところで今回出しております。

続きまして、教育現場へのICT環境導入事例ということで、2020年5月18日ということで、ちょっとした図が入っているものですね。これにつきましては、日本経済研究所、現在PFIの関係の業務を受注しているところから提供されたもので、これはICT環境導入の事例を集めていただいたものを今回お渡ししているところがございます。これも、届いたばかりのものでございまして、いろいろ事例が、全国的な事例が整理されておりますので、現在ICT環境、大分叫ばれているところがございますので、こういうことを考えながら進めていくというようなところが出てくると思いますので、今回資料提供ということでお出しをさせていただきました。

続きまして、最後になります、⑤ということで美里町新中学校整備等PFI事業実施方針の策定時期の延長についてということで、この1枚物の資料、これホームページの画面に掲載する形のものでございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの関係の影響がございまして、本来であれば5月中に事業の実施方針というものをつくって公表するというようなことでスケジュールを組んでおったんですが、このような状態でちょっとそれを変更するというところでお出ししております。実施方針の策定時期を延長するというところでお出ししているものということでございまして、基本的にはこれは町長部局の部分ということで、これは載せさせていただくというようなところがございます。昨日から掲載をさせていただいております。それで、理由といたしましては、まず一つは人と人との接触、行き来というものにずっと制限がかかっておりましたので、打合わせ等々、これは国、県含めてですね、あと業者も含めて行き来ができなかったということがありまして、打合せ等々が進んでいない、進行していないというところがまず一つ。もう一つが、新型コロナウイルスに対する対策も新中学校の整備に当たっては盛り込んでいかなければならない、その要素をしっかりと盛り込んでいくというところがございます。あと、もう一つが受け手側の事業者の方々、いろいろな事業が今ストップしている状態もあると。なかなかそれも進んでいないということがありまして、受け手側の事情といたしましてもなかなか美里町が当初に考えていたスケジュールでの参加といたしますか、それに対する事業へのエントリーに

つきましてはちょっと難しいというような事情もありまして、今回スケジュールを再度見直しをしながら内容をしっかりと決めて今後進めてまいるということで、まだ不確定でございますので時期についてはまだお示ししていないというところでございます。今後、町長部局のほうで調整をしながら、あと教育委員会でもある程度それを把握しながら進めていくということですので、今後状況につきましてはお知らせしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

説明としては以上ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、教育次長から5点の報告がありました。一つずつご意見、ご質問があればお伺ひしてまいります。

まず、1つ目ですが、5月の議会の関係でございます。こちらにつきまして、この後協議事項でもあるわけでございますけれども、何かこの場で聞きたいこと、ご意見ございましたらお願ひしたいと思っております。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、2つ目の新型コロナウイルスの関係です。学校の再開ガイドラインという部分に関してと、それから休業手当、それから3つ目としましてICT、ここまですべて新型コロナウイルスの関係の部分でございますので、ちょっとどこということではなくてその関連という部分でお伺ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。成澤委員、お願ひします。

○委員（成澤明子） 全部、①から⑤までオープンでいいんですか。（「どうぞ。お願ひします」の声あり）③のところ、休業手当の支給ということで、直近3か月をベースにして、それから平均賃金の100分の60以上を支払うということですが、具体的に休業手当の対象になっている方について、そのところもう一度お願ひしたい、どういう対象になり、どういう方がいるのでしょうか。

○教育長（大友義孝） 対象ですね。お願ひします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 対象となる方が、まず時間給の方です。月給の方ではなくて時間給の方が対象になるというようなところがございまして、まず教育委員会にお勤めいただいているスクールバスの運転手の方ということと、あと学力向上支援員の方、あと教員補助員の方、あとは学校図書補助員の方、あとは特別支援教育支援員の方が該当となってくるというようなこととなります。この方々に対して、やはり4月につきましては休業いただいたということでございますので、それに対する休業手当というようなど

ころでございます。（「調理員さんもですね」の声あり）失礼しました。給食調理員さんもですね。（「ありがとうございます」の声あり）

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 今と関連したことになりますけれども、今日もらった資料なのでちゃんと読み込んでいないんですけれども、それで半端な理解で申し訳ないんですけれども、まず質問としては3月と5月はそれなりの了解を得てやっているというふうに聞いたんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。そのようなことでよろしいです。

○委員（後藤眞琴） そうすると、4月の場合には、ここにこのQ&Aの前文ですね、これ、よく話し合っただけで十分に話し合っただけ、労使が協力して労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いしますとあるんですけれども、これは教育委員会の関係の場合には教育長さんなり教育次長さんがこういう手続をしなくちゃならないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに手続なさっているのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 手続といたしましては、直接例えば事務局のほうで出向いて丁寧にご説明しているというわけではなく、基本的には管理していただいている学校の校長先生を通してのやり取りということで今進んでいるということでございます、ここにあるような労使が十分に話し合っただけで協力してというような部分を、これを見るとですね、十分とはなかなか言える対応ではなかったのかなとは考えておるんですが、その中で特に4月につきましては、ある程度休業手当どうなっているんだというような声もありまして、そういうものを受けながら今回の対応になってきているということでございますので、これは4月の手当はどうなるんですかというような聞かれ方をしておるんですが、それに対して当初明確にお答えしていないということもありまして、ちょっと不安に思っている方もいらしたということは事実でございます、そういうことからいくと十分に対応はできていなかったのかなということで、遅ればせながらいろいろ協議を進めまして、この対応につきましても先般それぞれ通知させていただきまして、ご説明をさせていただいたというところでございます。

○委員（後藤眞琴） 今の説明を聞きますと、非常勤の方、これ教育委員会に関係する場合、教育委員会が雇用者になるわけですね。そうすると、学校に依頼するという、各学校で対応していただくという場合に、教育委員会からそのような各学校にお願いなんかはしているわけで

すか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうですね、校長宛てに依頼をしてというところでございます。

○委員（後藤眞琴）　そうすると校長先生が自分に関係するその非常勤の方に、ここでいう安心して休暇を取得できるようなことをしたという理解でよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それに努めてきたというようなことだと思いますが、要は4月については実質としてそういう働いている方から休業手当どうなるんですかというような問合せがあって、それが教育委員会のほうに来たと。それに対して町長部局と調整をさせていただいて、それについてはお支払いをしなければならないということで決めていると。それをまた校長先生に、こういうふうに決まったのでご説明してくださいというものをお話というか、メールですけれども通知をいたしまして、あと私のほうから電話でご説明いたしまして、それでご説明いただいていると、こういうような状況でございます。

○委員（後藤眞琴）　僕の理解では、どうなっているんですかっていうことは、そういう質問があるっていうことは、ここで言う安心して休暇を取得できるような話合いはしていなかったという理解をするよりしようがないんですけれども、そうするとここにあるような話合いを教育委員会がしなくちゃならないんだということで、十分にはしなかったと。その補償はしなくちゃならないだろうと、それで、ここにある100分の60以上、これ以上ですよ（「そうですね」の声あり）最低が100分の60ですよ。そうすると、教育委員会の4月分に関する観点では、ここにある、最初にこれ肝心なことだろうと思うのね、それ十分にしてくれなかった、ほとんどしていなかったという、僕は今の説明を聞いてそう理解するより仕方ないんでないかと思うんですけれども、その部分はきちっと教育委員会の非は認めて、その部分はやっぱり補償はしていかなきゃならないだろうと僕は思います。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございます。今のところ、今後藤委員が言われたような形で、3月については業務としてあったと。5月分については、個別に校長を通して面談をしていただいて、いろいろと相談をさせていただいた。4月分についてはそれが怠っていたということなので、4月分については休業補償という形で支出をしていきたいんだと。ただし、100分の60というのは最低ラインなものですから、それを100分の100なのか、100分の60なのか、そういったところについてはこれからまだ検討を必要とすると。教育委員会だけではなくて町長部局のほうにも対象の職種がありますので、教育委員会だけで決めていくという

ことはなかなか難しい。町全体としての考え方をこれから示していく、そういうことになります。

○委員（後藤眞琴） その場合、町当局できちっと話合いをした上で、ここで言う安心して休むことができるような態勢をとっていれば、町当局では100分の60でいいという判断があるかもしれませんが、教育委員会では4月分に関する考えでは、自分の職務をちゃんとしていなかった部分がありますよね、その部分が町の話合いのときに向こうでちゃんとしているのか、していないときには教育委員会と同じようなことになるよね。（「それはそうでしょうね」の声あり）その程度はありますけれどもね、やっぱりその辺のところ、ちょっと町の、みんなで話し合うのは当然ですけども、自分がやっていないところをやっていないんだと認めた上で考えていくというようにお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） 分かりました。それに関連してでも構いませんし。留守委員さん。

○委員（留守広行） すみません、コロナ対策に関してなんですけれども、この間幼稚園と小学校と中学校と伺わせていただきまして、先生方には今、分散登校していただいておりますが、その後の準備、もう本当に頭の下がる思いでいろいろお話を伺わせていただきました。委員会のほうで再開のガイドラインをつくっていただきましたが、分散登校、これから6月1日から本格のスタートとなるかと思いますが、いろいろ幼稚園、小学校、中学校からやってみて、このガイドラインに載っていないことも発生するのではないかなと思っております。柔軟にそこはお話し合いしていただいて、もし改定するのであれば柔軟に対応していただきたいなと思うところであります。

もう一つなんですけれども、やっぱり先生方は子供たちのためにと傾注なさっておられるかと思いますが、委員会とすれば先生方の健康も十二分にこれに留意しなきゃならないと思います。授業開始が遅れております。その分で気持ちのほうがかたまって焦っている先生方もおいでなのかと、始まったらもうフル回転で行きたいと思っている先生方も多いと思いますが、その辺は校長先生はじめ十二分に先生方のほうも見ていただいて、健康に害がならないように、無理して通勤している、そんな雰囲気をつくらないでいただきたいなという思いであります。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。委員からお話があったことにつきましては、校長会もあるわけでございますので、そういったときにお話をさせていきたいなと思います。ありがとうございます。ガイドラインに載っていない部分、こういったことがやっている上で出てくるんだろうと思います。そういったところは、臨機応変に対応していかなくてはならない

と思いますし、今日文部科学省でも何か新たな指針といいますか、それが公表されるというお話もお伺いしておりました。それが、私らが目に触れるのは多分明日以降なのかなと感じていますので、今まで出されている発出されました文書をバージョンアップした形なのかなというふうにも考えますが、ただ、いろいろなところに踏み込んできているところもあるんだろうなと思いますので、それを頂いた暁には委員の皆さん方にも送付させていただきますのでご理解をお願いしたいと思います。

よろしいですか。どうぞ成澤委員さん。

○委員（成澤明子） ⑤なんですけれども、新中学校整備等PFI事業のっていう1枚、これってホームページに載せるという意味なんでしょうか。話が把握出来なくてすみません。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ホームページにこのような形でもう既に載っております。昨日、載せております。これは、町長部局の部分でございますので、そちらの決裁を得た上で、当然こちらの合議も得ているんですけれども、ちょっと今すぐ策定できないのでそれを延期しますということで、ホームページに載せたというところでございます。（「もう一つ」の声あり）

○教育長（大友義孝） はいどうぞ。

○委員（後藤眞琴） この前、小学校、中学校、幼稚園見させていただいて感じたこと。中学校の30人以上の学校で、この今、文部科学省は40人でも大丈夫だって言っているようなんですけれども、まず「3密」の状態をクリアするのはまず無理じゃないかって僕はすごく感じました。ですから、先ほど留守委員さんがおっしゃいましたように、先生方はその中でもかなりの苦勞なさるんじゃないかと。それで、先ほども教育長さんに休み時間に冗談で申し上げたんですけれども、この晴耕雨読にかこつけて、学校は、中学生は晴れた日に学校に行って、雨の日には家で勉強してくださいっていうような体制を取らなきゃならないんでないかなというように、僕が受けた感じでした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。学校も、教育環境という中の施設という部分もやはり問題がありまして、今回、今後藤委員が言われたように1クラスで30人以上の学級というのが結構あります。特に、中学生になりますと身体も小学生と違って大きくなっていますので、1つの教室を使おうとすると黒板から後ろのロッカーまでぎっちり使わなくちゃならない、無理が出てくると、そういった中でどういった換気対策とか、密を避けるような取組をしているわけですが、今月いっぱい体育館等での授業もされているところもございます。6月1日以降に、これをしっかりとした対応を取らなければならない、ただその場合に施設が起因

してなかなかできない部分、例えば窓が開かないとかですね、そういった部分が解消できる部分は解消していかないと感じています。いろいろ空き教室を使ってクラスを2つに割ってやるという方法をよく耳にするんですけども、中学校にあっては専科教員の先生方頑張っていると思います。2回同じ授業をしなきゃいけないのかといたり、いろいろな時間上の関係とか気にしてきていますので、5月いっぱいにはそれができるかもしれませんが、6月以降になるとそれがなかなか難しい状況でもありますので、あらゆる工夫を取りながらそれぞれの学校単位で取組をしていただくようにやっていかなくてはならないと、そういうふう感じていますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、今、教育総務課から5点の報告がありましたが、ここで終了させていただいてもらってもよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、以上をもちまして日程第3の教育総務課からの報告を終了いたします。

1時間くらいになるのかな、もう一つだけお願いしたいと思います。

日程 第4 報告第6号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 日程第4、報告第6号 基礎学力向上等につきまして、学校教育専門指導員から報告をお願い申し上げます。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） こんにちは。阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、大きく2点、事前に提出いたしました資料と本日追加資料で出しました資料でもってご説明させていただきたいと思います。

まず1つ目は、美里町の教育につきまして、幼稚園、小中学校から各校の経営概要のページが出そろいまして、それに社会教育関係の後半の部分を付け加えまして原稿が整いました。ご提示いたしました形で今後印刷製本に取りかかしていきたいなと思っております。発行は、5月中に行いたいと思います。配布先は、添付した資料のとおりでございます。

以上が、美里町の教育についてでございます。

2点目は、学校教育力アップの具体的事項についてでございます。こういったコロナによる

学校の再開の遅れがある中ですが、年度末から各校で今年度の具体的な事業についていろいろ検討してまいりまして、それが集まりました。

まず、明らかな変換ミスがありましたので、ちょっとその辺を修正をお願いしたいと思えます。小学校の4ページ、南郷小学校の心の教育の充実という部分の①というところに、道徳科として「間がる道徳」と書いてあるんですけれども、これは「考える道徳」の間違いということで修正をお願いしたいと思えます。「考える道徳」「議論する道徳」ということでございます。その部分の修正をお願いしたいと思えます。

各校では、昨年の全国学力・学習状況調査の児童生徒への質問事項と回答から得られる本町の学習状況に関する結果という部分を、大分しっかりと踏まえて、内容を昨年度改正しているようです。より具体的に設定しているということがうかがえます。特に、小学校ではⅡの学力向上のための取組というところにおいては、かつてから言われておりますが県から学力向上に向けた5つの提言というのをより意識したり、それからみやぎ単元問題ライブラリーというものがございすけれども、そういった活用、算数・数学ステップ・アップ5、こういうスタンダードな教材を活用して基礎的な学力の定着をさせるという試みが見受けられます。

それから、Ⅳの心の教育の充実についてもより具体的な手だてが盛り込まれておりまして、道徳と関連しながら学級集団づくりや家庭との連携強化を図りながら、個々の支援に当たろうとする試みがうかがえるところです。

それから、学校によっては早速コロナ対策についても触れている学校もありまして、コロナが心の部分での子供たちへの悪影響を及ぼさないようにというふうな目標、対策も立てておりますので、これは非常に重要なこととして全町の学校に根づかせていきたいと思っております。

中学校でも、学力向上の面では授業プラスすき間時間などを活用して細やかな手だてを講じようとしているようです。また、あわせて心の教育、それから芸術・文化的学習及び国際理解教育、さらに幼・保・小・中の異校種間交流というような部分にも積極的な試みを講じていきたいというものが感じられます。

今年度、再開が遅れてしまいましたけれども、この教育力アップの具体的な事項というのは、各校の経営の基盤となるものだと思いますので、子供たちの学校生活の充実の柱となるように委員会のほうでも助言をしてみたいと考えております。

最後に、各学校で分散登校期間に子供の生活アンケートをお願いしたいということで、臨時休業中に関する生活アンケートの実施について（依頼）というのがございす。この間の訪問

していただいた際にもちょっと見ていただいたと思いますが、もう既に19日付で各校に依頼をかけて、5月中にまとめてアンケートをとっていただくと。これは、各校で記名式なので各校の個別指導のために生かしていただきたいということと、それから委員会としても集約しまして町内の子供の実情把握に努めてまいりたいと思います。非常に簡単なものなんですけれども、そのほかに、最後のページになりますが、保護者へのアンケートというものも作成いたしまして、26日付で学校を通して保護者へ配付、これは幼稚園の保護者にも配付して、具体的な部分の状況を把握したいと思っております。それらの結果を、今後の教育活動の方向性を考える上での参考にしていけるように示してまいりたいと思っております。

以上、3点の報告になります。

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見、要望、質問ございますでしょうか。後藤委員。
- 委員（後藤眞琴） 幾つかあるんですけども、時間短縮のため2つだけ質問させていただきます。小学校の分は除きます。中学校の分で、学力向上のための取組についてというⅡのところの1の県教委「5つの提言」の実践というところ、この目標値等というところに「意識して実践した」というの、これ過去の例なのかどうか、教員回答が80%以上となっているんですね。これで大丈夫なのかなって。これ県教委のものですよね、こうやってくださいって。それから、次の対話的な学習活動の推進というの、これアクティブラーニングで、これは指導要領にいっぱい、何か詳しく書いてあることですね、それを80%とでいいのかなということ。それからあと一つだけ、特別支援教育の推進についてというところの、上から3番目にある特別支援学級在籍、学級指導を受ける児童生徒に対する個別の、これ個別のが2つ重なっているんですけども、個別の教育支援計画（改定）の作成率90%となっているんですね。これがなくて指導できるのかなって。なくても10%は大丈夫だっていうあれなんですね。それから、②個別の教育支援計画（改定）、個別の指導計画の引継ぎ95%になっているんですね。5%分はどうなるんだろうというふうな、そっちにも同じようなチェックリスト、これ1回以上実施するっていうのは実施率70%なんですね。気になる子供に対するチェックする率、こういうものも、じゃあ30%はどうするんだろうというふうなちょっと心配なところがありましたので質問させていただきます。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） ご指摘のとおりだと思います。やはり、100%でなければならないというのはあると思いますので、この目標値につきましては申し訳ございませんが昨年度に設定されたもので、今後ちょっとそこら辺しっかり見直してまいりたいと思っております。

で、いろいろとご指導いただければと思っております。

○教育長（大友義孝） 前に示されたときに我々も1回見ているんですけどもね。委員が言われるようにこれは100%でなければならないだろうということだと思います。それが基本なんですけれども、まだまだレベルを上げる段階として、100%を目標にしますと。しかし、それを70%とわざわざ抑制することもないのかなと思いますので、ちょっとこの辺見直しをしていきたいと思います。目標は目標で、全部100だということが目標なんでしょうけれども。ただ、ある程度、この70%で設定して71%だったからよかったよかったっていう形にはならないだろうという意味で考えるとですね、やっぱり100なんだろうかと、そういうふうな思いをしています。ありがとうございます。

よろしいですか、委員の皆さんから意見、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第6号まで以上で終了させていただきます。

これより暫時休憩をいたします。あそこの時計で40分から再開いたしますのでよろしくお願いたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時44分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

審議事項

日程 第5 議案第7号 美里町文化財保護委員会委員の選任について

○教育長（大友義孝） これより、審議事項に入ります。

日程第5、議案第7号 美里町文化財保護委員会委員の選任についてでございます。

資料のとおり、文化財保護委員は7名以内ということにさせていただいておりますが、現在1人欠員が生じておりました。こちらを、小牛田農林高等学校の先生にお願いしたいということでの提案でございます。

以上が、議案第7号、美里町文化財保護委員会委員の選任についての議案の提案理由でございます。ご質問ございますでしょうか。

○各委員 「ありません」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、これは人事案件でございますので討論は省略をいたします。

直ちに採決に入ります。議案第7号 美里町文化財保護委員会委員の選任については原案のとおり承認を求めますが、原案のとおり承認の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって議案第7号につきましては承認を頂きました。ありがとうございました。

日程 第6 議案第8号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第6、議案第8号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について、審議を行います。

提案理由でございますが、前任者の退職によるものでございます。現在の任期は、令和3年3月31日まででございます。来年の3月まで任期があるわけでございますが、宮城県立の聴覚支援学校の小牛田校からの推薦区分としまして、以上の方を委員さんとして変更したいということでございます。これが提案理由でございます。ご質問ございますか。

○各委員 「ありません」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。質問なしということでございます。

では、討論を省略し直ちに採決に入ります。議案第8号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について、本案を原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって議案第8号につきましては承認を頂きました。ありがとうございました。

協議事項

日程 第7 教育に関する議会の議決を経るべき議案について

○教育長（大友義孝） それでは、これより協議事項に入ります。

日程第7、教育に関する議会の議決を経るべき議案について、委員の皆様方と協議をさせていただきたいと思っております。こちらは、教育次長の説明でよろしいでしょうか。お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明させていただきます。

先ほどの報告の①で使った資料をご覧いただきたいと思っております。起案票というものでございます。私の報告の中の最初の。座って説明をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づいて、教育委員会の意見を聞かなければならないということですので、これをいただいているということで、この資料の3枚目でございますが、教育長宛てに町長からそういう文書が来ていまして、日付が令和2年4月27日というところでございます。それで、これは議員に対して議案書を発送する直前のものなんですね。結局、ぎりぎりまで集まらないというか、調整をした上でそれが整った時点で教育委員会に頂いたということございまして、発送を28日にやらなければならないというところもありまして、回答が4月28日で回答をお出ししているというところで、非常に時間がない中でのやり取りと今回はなってしまうということございまして、それで恐縮だったのですが電話でお知らせをしてご意見を聞いてということございまして、今後も予算に関して、そのほかにもありますけれども、いろいろこういう形で文書としてはぎりぎりのタイミングで出てくるということでございますので、これに対してどういう形でいくかというところございまして、まず、美里町教育長に対する事務委任規則というものがございまして、その中で第2条に教育委員会はその権限に属する事務のうち次に掲げるもの以外の事務を教育長に委任するというのがございまして、ちょっとこれ資料、規則をお配りさせていただきますので、その規則の中でちょっと定められているものと。今、手元にお渡ししたもので、第2条に委任事務、教育長への委任事務というところございまして、教育委員会はその権限に属する事務のうち、次に掲げるもの以外の事務を教育長に委任するということがありまして、これの（3）に教育に関する予算、その他議会の議決を経るべ

き議案について意見を申し入れることということになってございます。この部分に当たるということでございますが。これについては、事務を委任しているわけではないということでございますので、当然これにつきましては合議制でございますので、皆様のご意見を聞いた上で対応ということになってございますので、ただ先ほど前段で申し上げたとおり、非常に、あちらから正式に依頼が来た時点でそれに対して対応という形になりますと非常に今回のような形になってしまうというところもございますので、それに対してどういう形で今後対応していくかというような部分をですね、ご協議いただきたいというようなところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今、法律的な、事務的な部分ということでございまして、委員の皆様がご承知のとおり教育委員会には財務権限という部分は要してはおりません。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条では、公共団体の長が歳入歳出予算のうち教育に関する事務に関する部分、それからその他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件については、この議案を作成するときに教育委員会の意見を聞かなければならないとされております。その都度、町長から送付を受けた部分について審議をするということになるかと思いますが、その都度その都度教育委員会に合わせた議会が開かれるわけでもございませぬので、その部分について、宮城県のほうはどうなっているのかなというふうなところを調べてみますと、教育長への専決事項処分という形でこれがなされております。しかし、美里町の部分については事務委任がされていませぬのでなかなかそれがうまく機能しないということがあって、もう少しこの辺を整理したいなと思っております。もっとも法律や規則で決められたものですから、それをカットするような流れについては法令の部分をしっかり読み解いて、しかるべき機関に相談をして整理をしていく必要があるということでございます。したがって、今回、これから出される、早速もって6月の議会へ教育費、教育委員会に関わる予算の補正予算とかなんかが出てきます。その際に、教育委員会を招集して意見をまとめるということにはなかなかかなりかねますので、またこういったところですということ委員の皆様方にそれを照会申し上げる、そして意見をまとめて回答書として町長のほうに送っていきなさいと。その間、整理をして流れがすっきりいくような流れを組み立て、正式にやっていきたいということから、今回この協議の場に出させていただいたということでございます。取りあえずという言葉はおかしいのかもしれませんが、電話連絡やその他の手段を使いまして、委員の皆様方のご意見を頂戴して、その上で報告を申し上げるという形に

させていただければと思いますので、いかがでしょうか。後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 僕も教育委員長を引き受けているときに、少し気になっていたことなんですけれども、この議題に協議事項にするということありませんでしたので、今回出していただいてどうもありがとうございます。まず、第一に、この教育委員会がこれだけはしなきゃならないですよっていうことを掲げてあるわけですよ。地方教育行政組織及び運営に関する法律で、それを町のほうでちゃんと理解していないんですよ。今の副町長は、教育次長をこの前までされていた方ですから、この点は一度教育次長のときに僕も話し合った記憶が今ありますのでご存じだろうと思うんです。ですから、まず第一に、町長部局のほうにこういうふうになっておりますよと。ですからできるだけ教育委員会の意見を聞くような時間的な配慮をお願いしますということをお願いして、どうしてもやむを得ないんだというようなときがあった場合には、今、教育長さんがおっしゃられたように、その点当分の間電話なりなんなりで教育委員の意見を聞いて、今回のような町長部局への取扱いをしていくと。それから、もう一つは、専決処分についてなんですけれども、これも先ほど申し上げましたとおりに僕が教育委員長を引き受けたときにやっぱり気になっていたことなので、これ地方教育行政の組織及び運営に関する法律には教育長の専決処分ということはないんですよ。あるのは、地方自治法なんですよ。ですから、これを地方教育行政の組織及び運営に関する法律にないものをわざわざつくっている教育委員会もあるんです。今、教育長さんがおっしゃったように。それが、ないものをわざわざつくってやるというのはどうかなと。それよりも、教育委員会でいろいろお話し合っていていかなきゃならないことだろうと思っております。ですから、とにかくこの地方教育行政組織及び運営に関する法律に従ってやるんだと、それが僕は法治国家である日本の民主主義の在り方だろうと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。法律から曲がったことはできないので、それにとって正規にやっていると。ただ、なかなか委員会を開けるいとまがないというのが現実なので、それを解消するすべとしてどういった方法があるのか、もう少し審議していきたいと、そういうふうに思って今回テーマとして出させていただきました。

ここで、少し休憩をいたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時08分

○教育長（大友義孝） 休憩を解きます。

以上のような形で、暫時の間進めさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） なるべく早くちゃんとした形で、ちゃんとしていますけれども、どうにかするというんですか、させていただきます。

日程 第8 個人からの質問及び団体からの異議申し立てについて

日程 第9 請願の取り扱いについて

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、個人からの質問及び団体からの異議申し立てについて、日程第9、請願の取り扱いについて、これは関連性も大分あると思いますので一括して協議をさせていただければと思います。

それでは、前もって資料は見てもらっていたでしょうか。では、教育次長からお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。

まず、資料につきましては、以前にお配りをさせていただいているというものと、追加資料を加えてお配りさせていただいております。

それで、回答案というところで、まずは質問に対する回答案ですね。あとは、異議申し立てへの回答案ということでお出しさせていただいているというようなところがございます。

それで、本日お渡ししたものが1枚ございまして、令和2年4月24日付なんですけれども、まちづくり会議代表者ということで、教育総務課長佐藤功太郎ということで、1枚物の紙がございましてでしょうか。これは、前回の4月の会議の後でございます。基本的に、回答期限ということであちらのほうで設定いただいた回答期限というものがあるのですが、4月20日までということで既に遅れておりまして、それで前回の定例会でも答えが出なかったもので、それに対して教育総務課長名で事務局からのご連絡という意味でお出しをしております。それで、それ以前、同様にご質問等々頂いたものに対してその相手の求められた期限までお出しできない状態でずっと来ておりまして、それらの対応につきましては電話でお話ししたり、あとメールでお話ししたりということで対応してきておったんですが、今回はコロナ対策で私たちもばたばたしておりまして、ちょっとなかなか時間がなかったもので、文書でご通知申し上げたと

いうところでございます。それで、ここに書いてありますとおり、4月6日付で文書を頂いたと。あと、4月20日までの回答をお願いされていたんですけども、4月23日の教育委員会の定例会で協議した結果、回答をお出しするまでには至らなかったと。できるだけ早く回答したいというところでございますが、コロナウイルス感染症対策の対応に追われてちょっと十分な状況ではないということで、誠に申し訳ありませんがということで、今後考えをまとめた上で5月22日に、本日ですね、開催する予定の教育委員会定例会で協議した上で回答させていただきたいので、いましばらくお時間を頂きたいと存じますというようところで文書をお出しさせていただきました。

それで、これ私ちょっと、事務局からお伝えするというイメージでちょっとお出しをしたのですが、この文書に對しましてまちづくり会議代表者から、教育委員会に対して申し出をしているのでこういうものについても教育委員会から頂かないと困ると。教育委員会から出すべきであるというお話がありまして、それに対しては出すか出さないとかという話はしていないんですが、これについてちょっと私が文書を出したことによって、そういうちょっとややこしい話になってしまって大変恐縮なのですが、そういう話があると。それに対する対応ということで、大変恐縮なのですがご協議いただきたいというようところでございます。私といたしましては、これにつきましてはそういう事務連絡という意味で出させていただきましたのでご理解くださいということでご説明しようかなと思っておるのですが、文書というような話もありますので、この点がまず冒頭に一点というところでございます。すみません、この件に関しまして、ひとつお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） 今、次長から説明がありましたように、なかなか回答書の文面までは至らなかったの、回答していきますというところまでは前回の会議ではさせていただきました。ただ、その間コロナウイルスの関係で一番ひどいといいますか、対応に追われているちょうどその狭間がこの4月の6日と。そして、町内で罹患者が出たと、そういった時期だったんですね。なかなかご要望である質問に対する回答まで至らなかったという部分がございました。確かに、これまでも回答期限を定められて質問書を頂戴しておったわけですけども、今回このような形で教育総務課長が出したことによって、はっきり言えば教育総務課長では駄目だと。教育委員会に出したんだから、教育委員会でこういう部分を出すのであればやるべきだろうと、そういうご意見だったということなんですね。言われるように、親切といいますか親切心といいますか、そういったところを出したのが、逆にお怒りをしているということに捉えるわけですが、というふうに思っておるところでございます。なかなか私どものほうの協議といいます

か、都合といたしますか、そういった部分があるわけでございまして、特に合議体である教育委員会の場合は即時即決で回答を申し上げる期間というのがなかなか難しいと思うんですね。そういったところを回答期限を決められて頂戴している質問なものですから、そのためにこういうような文書に至ったということでございますので、教育総務課長がまちづくり会議代表者に対してこういうふうな部分と言ったということについては、逆に言うと大変ありがたかったなと思っているわけでございます。逆に、出して怒られたというのが事実でございますので、どうでしょうね、この思いといたしますか。いつも、こういった質問に対する回答というのは、これまでも回答して、やりましょうということで回答してきたんですけども、確かに協議が必要で期限日まで間に合って回答したってことはなかなか少なかったんですね、これまでも。でも、今回は個人の方から頂いた質問でそういうふうなことになってきてしまったということでございます。ですから、私は誤った部分というふうなことでもないし、逆に教育委員会としてもこういうふうに出していただいたという部分についてはよろしいと思いますし、それでもって早速もって回答差し上げたほうがいいのかなども感じているわけです。どうですか、委員さん、このことについて。

○委員（後藤眞琴） ちょっと、この4月6日付で来たっていうのはどういう内容でしたか。

○教育長（大友義孝） 趣旨的には中身の部分ですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まちづくり会議代表者から来ている質問です。

○委員（後藤眞琴） そうすると、個人で教育委員会宛てに来たわけですか。

○教育長（大友義孝） そうです。

ちょっと休憩します。

休憩 午後3時20分

再開 午後4時07分

○教育長（大友義孝） では、再開させていただきます。

回答を求められている件でございますけれども、1つ目として質問への回答の前に事務局の課長から個人に対してもう少し教育委員会の協議があった後に回答させていただくので時間をお貸しくださいというのを出したことについては、教育委員会から出すべきであろうというこ

とが言われていると、全くそのとおりだということで、それはそのとおりにさせていただくと。早急に教育委員会から個人宛てにそういった文書を発送するということによろしいですかね、1つ目については。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 2つ目、4月4日に頂いた質問への回答の部分に関しましては、これまで同様の質問を頂戴したわけでございますけれども、これまでも法令には違反しているとは考えていませんし、趣旨にも反しているという考えは持ち合わせていないものですから、そういった部分に対しての前と同様な、最終の文字的にはいろいろと考えますけれども、趣旨的にはそういった回答で差し上げたいと思うんですけれども、それでいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。それから、もう一点について、請願に対する異議申立てがあります。こちらの回答の部分に関しまして、これも行為については、請願の取扱い規定がまだ本町教育委員会にはないと。ただ、かつて制定に向けていろいろ協議していくということになっていたけれどもまだ制定がなされていない、そういった現状であるために、現在請願を頂いた部分についての回答はいろいろな先例を見ながら回答を申し上げたということなんです。今後もう一度詳細に、慎重に検討して請願の取扱い規定を定めて、どのような形で進めていくか、それをもう一度教育委員会の中で協議をさせていただく、そのような形にしたいということの回答をしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） そういった内容で回答書をご準備させていただきまして、もう一度原案は何らかの形で委員の皆さんにお伝えします。それで委員の皆様方の意見を集約して、速やかに回答を申し上げるというようなことにしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか、委員の皆さん。

○委員（後藤眞琴） 次回に、またみんなです。

○教育長（大友義孝） いや、そこまで長く、大体、趣旨的な部分は今お話した部分なので、あとは文字、文面をどういうふうな形にしていくか、そういったのを整理させていただいて、あとは委員の皆さんにもう一度文章を見ていただく、そのやり取りは必要だと思いますけれども、どうでしょう。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 確認をさせていただきたい

のですが、まず内容について、回答案の部分で見ていただいているということでございまして、今お話のあったような部分も含めて、まずはもう一度案を調整させていただいて、それをまず皆さんにご覧いただくということで。その内容をご覧いただいて、それを修正があれば直して、そして確認いただいてそれをお出しするというようなところでよろしいでしょうか。なので、事務局のほうで早急にそれをつくって、あとは見ていただきたいと思いますので、それがある程度調整でき次第、あとはお出しするというように対応させていただきたいと思います。

あと、事前に、本日付になるとは思いますけれども、そういう手続があるというか、やってからお出ししますということで、その内容を教育委員会名で出したいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（大友義孝） そういうことでよろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項、日程第8と日程第9については、いろいろ検討していただきました。ありがとうございます。以上で終了させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に移ります。

その他、美里町学校評議員について、課長補佐、説明を。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） では私から説明申し上げます。

お手元に資料、事前にお配りしていたかと思ひます。例年通りご報告させていただいております。

学校評議員については、委嘱してから令和3年3月までとなっております。小中学校については31人の方、幼稚園については12人の方、こちら、ご本人の方から内諾をいただいて名簿を作らせていただきました。小中学校については、校長先生のほうから委嘱するという形になっております。4月以降に各学校で委嘱しているものと思ひれます。参考までに集約したのを提示させていただきました。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、評議員の名簿ということで、取扱い注意ということになりますね。よろしくお願ひします。

では次に、行事予定です。

この行事予定については、次の定例会の開催とかありますので、これは青山主事、よろしく

お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、資料のほう、美里町教育委員会行事予定表という 1 枚物で差し上げております。本日付、お渡ししたものでございます、まずそちらのほうからご確認願います。

まず、記載のものにつきましては、現段階のものでございます。今後の社会情勢の影響を受けまして、一部、例えば行政区長定例会議につきましてはまだ現段階の予定でございます。今後、延期、中止等が重々想定されるところでございますので、その点だけあらかじめご留意いただければと思います。

また、6月9日から美里町6月会議を開催予定でございます。この会議の開始につきましては、昨日議会事務局に改めて確認の上でございます。当初予定を取りあえず3日間を想定しているというところで伺っております。ただ、今後、実際の期間、議案の内容等々で多少前後はするというところを事務局から確認しておるところでございますので、あくまで現段階ということでご留意いただければ幸いです。

なお、こちらの行事予定表一覧で確認を改めていただきたい点でございます。6月1日月曜日、2日火曜日に関するところでございます。既にご連絡等々で差し上げているとおりでございまして、町内の幼稚園と小学校一部のところが入園式、入学式行われるという状況でございまして、各幼稚園と小学校のほうでは6月1日と2日、それぞれまだ行われていなかった入園式と入学式と行う予定でございます。1日におきましては、幼稚園の入園式、これは全て10時から開催というところでございます。2日に関しましてはまだ行われていなかった不動堂小学校の入学式、こちらを実施の予定でございます。実は、こちらに付随するところで、教育委員の皆様にご依頼する形になってしまうんですけども、3月の定例会で本来4月に予定しておりました入学式、入園式、こちらの出席の確認をさせていただいたところございました。ただ、どうしてもこのような社会情勢の中、入学式、入園式が延期になってしまったというところがありまして、改めて、6月に実施を予定する入学式、入園式において新たな出席の調整だけさせていただきたいと思っております。なお、こちらの入学式と入園式、こちらの調整におきましては、別紙の1枚物、入学式の出席者調整、こちら令和2年度のものをお手元にご用意させていただいております。便宜上、委員さんはまだお名前を入れていないところでございます。現状、なんごう幼稚園のほうにつきましては、教育長の出席を賜るところでございます。それ以外の部分につきましては、調整をさせていただこうと思っておりますので、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（大友義孝） 行事予定については、いろいろ今話あったように以上のとおりです。それで、入学式それから入園式があるわけでありますが、これ申し訳ないんですけども、6月1日については町内の校長会議がありますので、近いところしか私行けないということになってしまったんです。それから、不動堂小学校の入学式については2日に予定しておりますが、これも教育長連絡会が同時間くらいになってしまっているの、ちょっと私行けないということになりました。ただ、今回も、メッセージを町長と教育委員会から出ささせていただくことを考えておまして、委員の皆さんご都合よければいずれかの場所に行っていただければなど思っております。

まず、小学校の部分です。小学校、どうしましょう。前回誰行くことになっていたんでしたっけ、不動堂小学校。私か、もしかして。私、行けないので、2日は残念ながら行けないんです。行きたくても行けないんですけども。大森委員、どうですか。強いて行くならば。

○委員（大森真智子） ふどうどう幼稚園、前回行く予定でしたので、そちらのほうの6月1日ももしかしたらと思いきけてはいたので。

○教育長（大友義孝） じゃあ、6月1日、大森委員さんはふどうどう幼稚園に行ってください。

○委員（大森真智子） はい。小学校のほうも行けなくはないので、1時間くらいで終わるなら。

○教育長（大友義孝） 1時間もかけないでやるんですよね、今回。短くしてやるってということなので。

○委員（大森真智子） その後すぐに仕事に向かう関係上、3時くらいには出られれば可能ではあります。

○教育長（大友義孝） 1時間くらいで終わるパターンを考えていましたよね。（「1時間以内では全て終わるという感じじゃないでしょうか」の声あり）じゃあ、大森委員ともう一人出てもらったほうがいいのか。留守委員。

○委員（留守広行） 教育長、6月2日不動堂小と、6月1日こごた幼稚園と参る予定ということで。

○教育長（大友義孝） 留守委員、ありがとうございます。

○委員（留守広行） 小学校は大森委員さんは、

○教育長（大友義孝） 仕事だからオーケーと。行ってみたいというところある。

○委員（大森真智子） それもありました。なので、1時間以内なら。

○教育長（大友義孝） 行ってみたいんだったら、二人で行ってもらって、時間になったら抜けてもらって。

○委員（留守広行） お邪魔じゃないですか。

○委員（大森真智子） 私こそお邪魔じゃないですか。

○教育長（大友義孝） じゃあ、留守委員さんと大森委員さん、お二人で小学校のほう、対応していただくと。したがって、6月1日こごた幼稚園は成澤委員さんお願いしてよろしいですか。

（「はい」の声）ありがとうございます。後藤委員さんは行きたいところないですか。では、フリー参加ということで。（「ありがとうございます」の声あり）

じゃあ、確認します。6月2日不動堂小学校につきましては、留守委員と大森委員に行ってください。それから6月1日こごた幼稚園については成澤委員に行ってください、6月1日ふどうどう幼稚園については大森委員をお願いします。そして、なんごう幼稚園については私が出向くということにさせていただきます。そして、お祝いのメッセージという形を用意して、事前に配付するということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それと、では、6月の教育委員会定例会の関係でございますが、25日か26日にしたいと思っていたんですけども、いかがですか、委員の皆さん。どちらが都合がいいか。

○委員（後藤真琴） 25日で大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 委員の皆さんどうです。もしよろしければ25日木曜日、1時30分、場所はここということでよろしくお願いいたします。

事務局のほう、25日大丈夫ですか。（「はい」の声あり）じゃあ、25日ということで確定しましょう。ありがとうございます。

では、その他何かありますか。成澤委員。

○委員（成澤明子） この間、コロナ対策で各学校がどのようになっているかということで、私たち伺わせていただいたんですが、本当にでき得る限りのことを先生方は考えていてやっているの、何かすごく安心して見せていただいたんですけども、一つ考えていかなければいけないなと思ったのが、小学校、中学校のお手洗いお掃除が、児童生徒がずっとやっていたと思うんですけども、それは、果たして値打ちがあることなのかと、確かにしないよりは、したほうが良いと思いますけれども、お掃除した後は指導者である先生方がもう一回チェックする形になりますし、それから今回のコロナ騒ぎで対策がいろいろ言われていますから、やっぱりここはプロフェッショナルな方の手を経たお掃除してもらったほうが良いのではないかっていうのが一つです。多分、予算は伴うと思うんですけども、大人たちが考えていかなければいけないことかなと思います。

あと、もう一つは、給食のとき当番の子がつける給食のエプロンがあるんですけども、そ

れも各家庭に持ち帰って洗濯をして返ってくる、戻ってくるっていうことになっていると思うんですけども、やっぱりそういうこともそれでいいのかなと思いつながら見学させてもらったところです。

○教育長（大友義孝） 2点ですね。本当に、お気遣いいただきましてありがとうございます。この件については、早速どのような方法がいいのか、ご心配の部分を解消していかなければならないと思いますので、手洗いの掃除のこと、それからエプロンの持ち帰りについてももう一度方向性を探っていくということは検討していきたいと思います。ありがたくご意見頂戴したいと思います。

○委員（後藤眞琴） 僕、第1点目のね、みんな子供使うものだから、今コロナで大変なときですよ、先生方もいろいろ忙しいと思うんですけども、そのプロフェッショナルに全て任せるといよりは、教育的な観点からこういうこともきちっとしていくことが人としての務めであるんですよというようなこと、あってもいいんでないかと思います。それは、僕は大学で最初、研究室の机の上まで掃除してくれる、自分の、最初驚いたんですけどもね、それは、行政職1、行政職2というのが国家公務員の正規の職員としてあったんですよ。それでその行政2の人が担当する。本当に自分の机をごちゃごちゃにしてあるのに、ちゃんと整理してやってくれる、いや、変でないか、自分でやらなきゃと思っていたんですけども、それが国家公務員の定員削減で、それでプロフェッショナルに、会社に任せるようになったんですよ。そうしたら机の上はやらないで床の上だけはやりますと。だから、やるに当たっては整理しておいてくださいと。それで、やるほうにしても、机の上までやるときには、なくなったってなったら大変ですよ、そういうことも自分の部屋の中ぐらい自分でやれるんでないかっていうようなこと考えたことがありますので、僕としたらやっぱりおトイレの件に関しては子供に、少なくとも4年生、5年生、6年生くらいの人たちは一緒に先生方とやってもいいんでないかという思いです。

○教育長（大友義孝） 方法論と、それから段階的な学年の部分、いろいろあると思いますので、それはちょっと整理はさせていただきます。確かに、それをやることを通じて人間としての務めをちゃんと理解してもらおうというのにも必要だとは思いますが、それが1年生、2年生もそれでいいのかっていう部分もちょっと考えてみなければならない部分もあるだろうと思います。再考させていただきます。

あと、来週、再来週と学校の状況をまた確認しなくてはならないと思いますので、その状況はあと委員の皆さんにも伝えるという必要があるとは思っていますので、また近いうちに出し

ていきたいと思います。ただ、すぐに出せるかどうかはちょっと分かりませんが、先生方にも協力いただいて、学校に行かないとどうしてもつかめない部分もありますので、お願いすることにしておりますので。

そのほか、ございませんか。どうぞ。

- 教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 東北6県市町村教育委員会連合会という組織がございまして、実は今年度、7月17日に盛岡市の市民文化ホールで教育委員さんと教育長の研修会を予定しておりました。年度当初からこちらの予算を計上していただいて、出席できるようにしていたんですが、コロナの関係で中止ということで、お話のほうですね、本来であれば今の時期に、定例会で詳細をお伝えしようかと思ったところですが、残念ながらなくなりましたということでございます。

それと、もう1点ですね、先週から今週にかけて、マスクの寄贈がありました。先週、町内に住まれている方から1,000枚、それから今週になりまして町外の民間企業から1,800枚のマスクですね、どちらも学校でお配りして活用していただきたいという旨でしたので、ありがたく頂戴いたしまして、こちらから配布する予定でございます。

以上でございます。

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。そういうふうにマスクも寄贈いただいておりますので、使い方については学校それぞれ分割して持っていかなきゃないと思います。ただ、お礼状は差し上げなきゃならないかなと思っているんですけども。本当にありがたく頂戴いたしたところでございます。

- 委員（留守広行） すみません。6月から学校が動き始まることと思うんですけども、小学校6年生と中学3年生、修学旅行等の行事があろうかと思っております。最後の学年なので、何とか今の状況から見れば本当に実施が難しい状況かと思っております。ただ、何とか知恵を出し合って、できればなという気持ちがあります。もう一つ、中学3年生、多分遠田地区の中総体も開催が多分駄目かと思うんですよね、分かりませんが、であるならば何か代わるような、一斉じゃなくても種目別で、日にちもばらばらになろうかと思っておりますが、そのほうで何とか試合とかできればと、ふと思ったところです。すみません、越権行為かもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。

- 教育長（大友義孝） 中総体の関係、何か連絡来ましたか。何も聞いていないですか。中総体の部分については、ご存じのように全国大会、東北大会、県大会は全て中止になりました。それで、中総体の場合は遠田郡の大会は涌谷1校とうちのほう3校なんですね。それで、部活単

位にできないものかということでは校長先生方協議していたんです。それと同時に、新人大会も秋、すぐ来るものですから、それも併せて先週あたり協議持っていると思いますので、できる限り先生方はさせたい気持ちではいたようです。実施時期については、やるとすれば7月の24、25日頃に連休があるんですけども、そこが従来県大会の日程になっていたんだそうですね。やるとすればそこから、部活動の単位にやれるかどうかというふうなところだったみたいなので、まだ結果聞いていなかったのをお伝えすることはちょっとできなかったので申し訳ありません。留守委員のご心配、もつともだだと思いますので、修学旅行の部分についても、確かに延期はしているものの、どういった扱いに、本当に行けるかどうか、難しいところがあるのかなというのは思っております。実施できる方向で何とか、さっきもPTAの皆さんのご意見頂戴したりとかいろいろなことを考えていかなくちゃならないんだろうと思っておりますので、ありがたく頂戴します。

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、以上をもちまして、日程が全部終了いたしました。

これをもって令和2年5月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年6月25日

署名委員

署名委員
